

第3期赤井川村 子ども・子育て支援事業計画

素案

(令和7年3月12日付)

令和7年3月
赤井川村

《本村におけるSDGsへの取組》

本村では、SDGsの目標指標を意識して本計画の取組を推進し、自治体レベルでSDGsが掲げる理念と目標を支えることとします。

■本計画に関係が深いSDGsのゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【目標16】 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

目 次

第1章 計画の基本	1
1 計画策定のこれまで.....	1
2 計画の役割.....	1
3 ほかの計画との関係.....	2
4 計画づくりの体制.....	3
5 こども・子育て支援をめぐる国の動向.....	5
第2章 むらのこども・子育て環境	6
1 人口や世帯等の状況.....	6
2 教育・保育施設の状況.....	11
3 アンケート調査結果から見えたもの.....	13
第3章 第2期計画の実施状況	21
1 児童数の状況.....	21
2 教育・保育事業の状況.....	22
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	23
第4章 こども施策における目標	28
1 めざす姿.....	28
2 基本目標.....	29
3 施策の体系.....	30
第5章 施策の展開	31
1 こどもの権利を守る.....	31
2 こどもと親、その家庭を支える.....	33
3 こどもの生きる力を育む.....	38
4 多様なこどもを応援する.....	41
第6章 子ども・子育て支援事業	43
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	43
2 教育・保育提供区域の設定.....	46
3 児童人口の推計値.....	47
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	48
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	49
6 教育・保育の一体的提供の推進.....	57
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	58
第7章 計画の推進	59
1 計画の推進体制.....	59
2 計画の点検・評価・改善.....	59

第1章 計画の基本

1 計画策定のこれまで

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による令和5年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法（平成27年施行）に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、本村においては令和2年度に「第2期赤井川村子ども・子育て支援計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

第2期計画は令和6年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改正やこども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、すべてのこどもたちが権利ある主体として成長することができる社会基盤の上での取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期赤井川村子ども・子育て支援計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の役割

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、併せて「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

また、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条における「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、こどもの未来を応援するための施策を盛り込むとともに、「赤井川村総合計画」を最上位計画とし、村の福祉関係計画等と整合を図ります。

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。また、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うことができることとします。

■根拠法と本計画の位置付け

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村計画	子ども・子育て支援事業計画 《策定義務あり》	次世代育成支援行動計画 《努力義務》	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 《努力義務》
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「赤井川村総合計画」及び「赤井川村地域福祉計画」のこども・子育て支援に係る分野別計画	○こどもの貧困対策に向けた対策を講じるための市町村計画 ○「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の趣旨を踏まえた、こどもの未来を応援するための計画
こどもの対象年齢	0歳児からおおむね18歳まで		0歳児から18歳未満



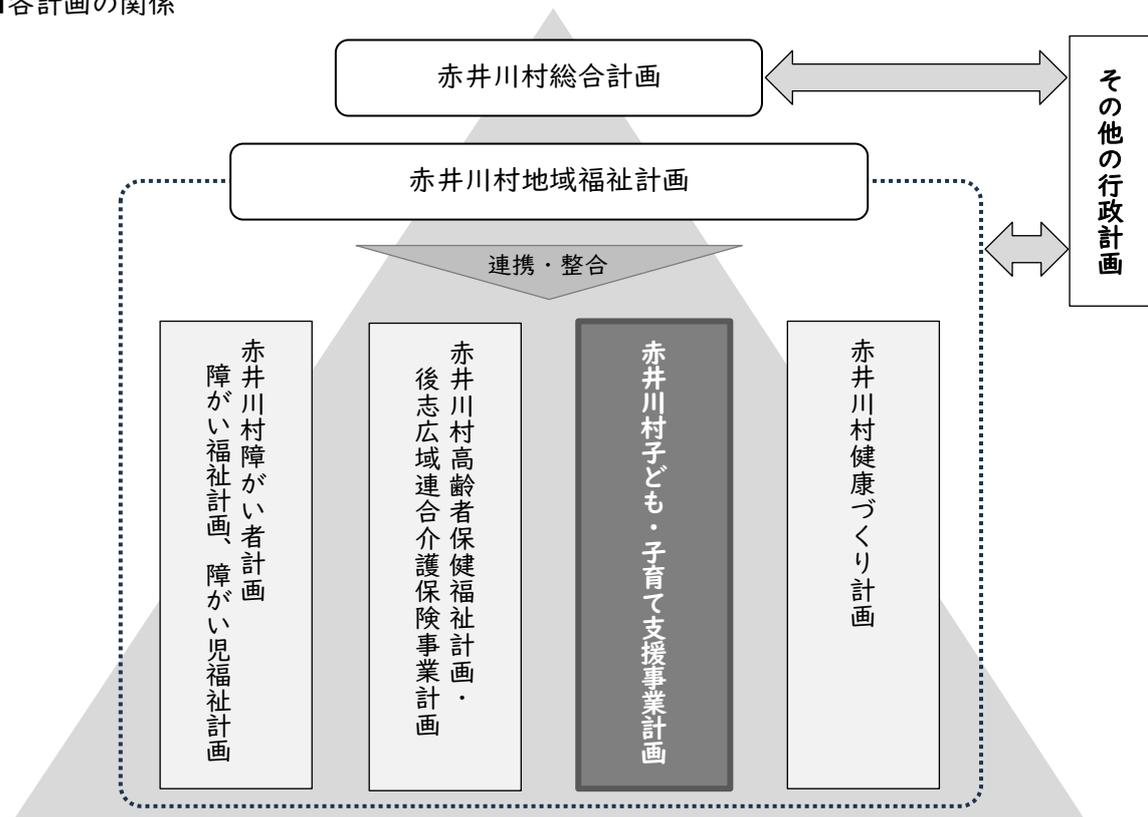
第3期赤井川村子ども・子育て支援事業計画

3 ほかの計画との関係

村でつくる計画は、すべて「赤井川村総合計画」を大きなゴールとしています。

この「子ども・子育て支援事業計画」においても、赤井川村のあらゆる計画と連動することを目標に、互いの役割の整理のもと「こども・子育て環境」におけるサービス提供のこれまでと、これからについての具体的な行動を示すものです。

■各計画の関係



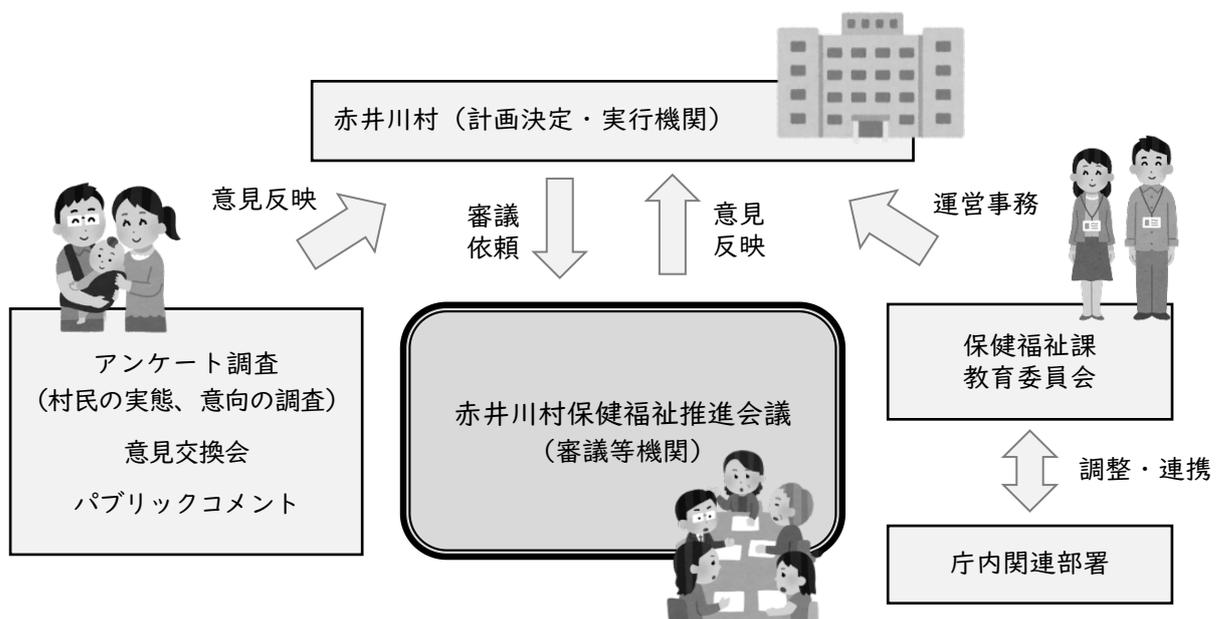
4 計画づくりの体制

(1) 赤井川村保健福祉推進会議の設置

計画の策定にあたり、こども・子育て支援の担当部門である赤井川村保健福祉課を中心に計画の策定を進めるとともに、その計画をより村民のくらしに寄り添った内容とするため、その審議を、すべての福祉施策に関する意見交換を行う場として位置づける「保健福祉推進会議」で行いました。

そこでは、村民の声をより計画に反映させるため、委員は村における事業に携わる法人や村民団体、有識者等を含んだ代表者の方々とし、その意見も計画策定に反映しています。

■策定体制のイメージ



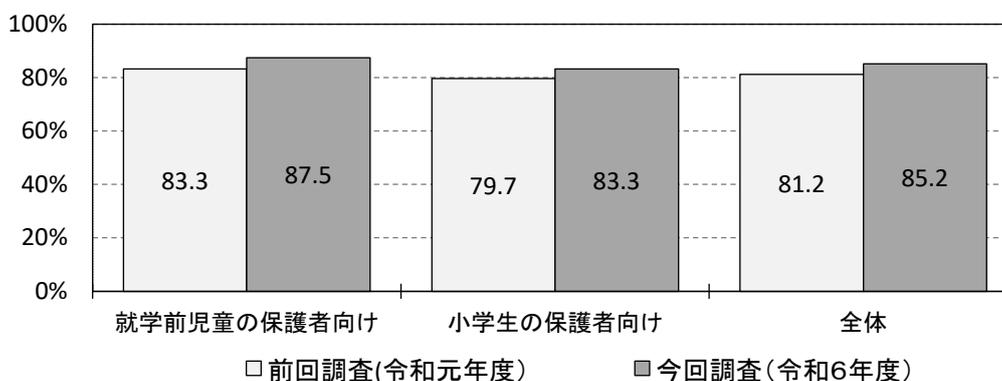
(2) 子ども・子育てニーズ調査（アンケート調査）の実施

本村における子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、本村に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員を対象としたアンケートを郵送とWeb方式により実施しました。

■ アンケート調査の実施概要

	就学前児童の 保護者向け	小学生児童の 保護者向け	合 計
調査票配布数	24件	30件	54件
有効回収数	21件	25件	46件
有効回収率	87.5%	83.3%	85.2%

■ アンケート回収率の比較



(3) 意見交換会の開催

本計画の策定にあたり、様々な事業や取組に関して村民からの意見を広く収集するため、意見交換会を開催しました。

■ 意見交換会の開催概要

開催日	参加者
令和6年8月15日(木)	乳幼児の保護者(3名)
令和6年12月9日(月)	就学前児童の保護者(8名)
令和6年12月16日(月)	小・中学生の保護者(6名)

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を村のホームページなどで公開し、広く村民の方々から意見を募りました。

5 こども・子育て支援をめぐる国の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強く進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されています。

《こども大綱と国の目指す社会》

こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって
幸せな状態（Well-being）で生きられる
「こどもまんなか社会」を目指します。

○こども大綱は「こども基本法」に基づく大綱で、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定されました。

○この大綱を基に少子化や育児の問題やこども・若者の育成支援、こどもの貧困対策といった課題を一つに束ね、こどもや若者、結婚・子育ての当事者を真ん中に捉えた取組を行っていきます。

○こども大綱では全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せな状態（Well-being）で生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。



[出典]こども大綱冊子（概要版/子育て当事者向け）（こども家庭庁）を一部加筆

《こども施策の基本的な方針》

- ①こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し最善の利益を図ります
- ②こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます
- ③ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します
- ④成育環境を整え全てのこどもが幸せに成長できるようにします
- ⑤若い世代の生活が安定し、子育てに希望が持てるよう取り組みます
- ⑥関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視します

[出典]こども大綱（こども家庭庁）

第2章 むらのこども・子育て環境

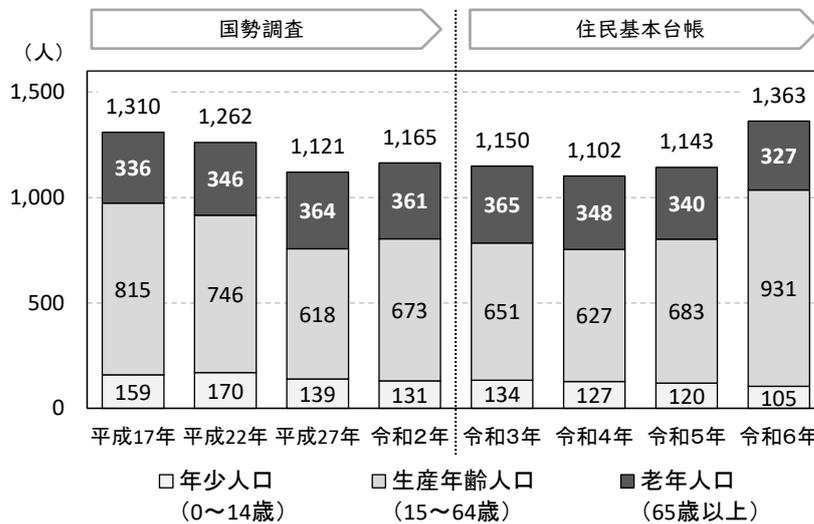
1 人口や世帯等の状況

(1) 総人口の状況（外国人含む）

外国人を含む本村の総人口は平成17年から平成27年まで減少が続いていましたが、その後令和5年まではおおむね横ばいに推移してきました。

令和6年はキロロリゾートにおける既存施設のリモデルにより外国人就労者の転入があり、総人口は大きく伸びて1,363人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（人数の推移）

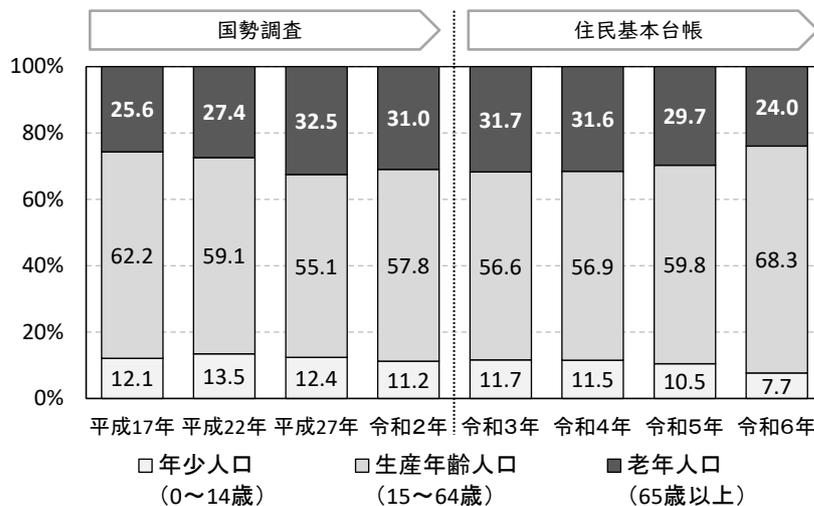


Point

外国人就労者の転入傾向が戻り、令和6年は総人口が大幅に増加。

[出典]令和2年まで：国勢調査、令和3年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移（割合の推移）



Point

令和6年は15~64歳の割合が大幅に増加。働く人の数が増えている。

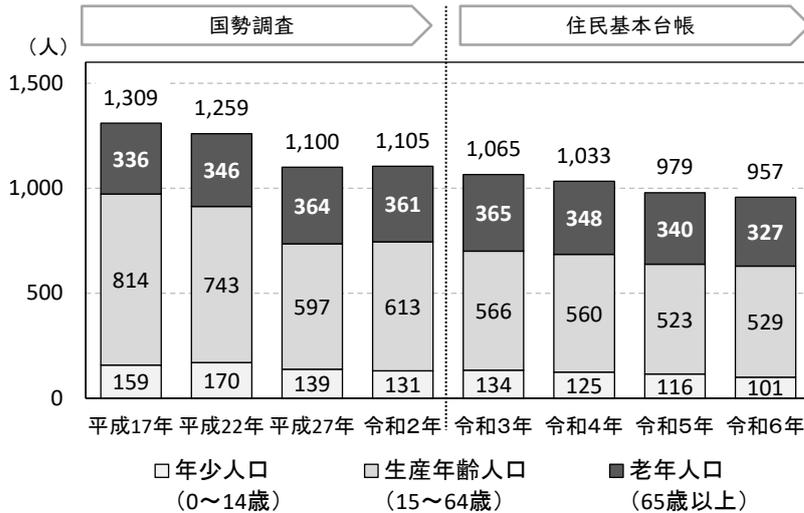
[出典]令和2年まで：国勢調査、令和3年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 総人口の状況（日本人）

本村における日本人の人口は平成17年の1,309人から減少傾向が続いており、令和6年には957人となっています。

年齢3区分別の人口をみると、いずれの年齢区分も減少傾向で推移していますが、令和3年以降の年齢3区分別の人口割合をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は増加傾向、年少人口（0～14歳）はおおむね横ばいに推移しています。

■年齢3区分別人口の推移（人数の推移）

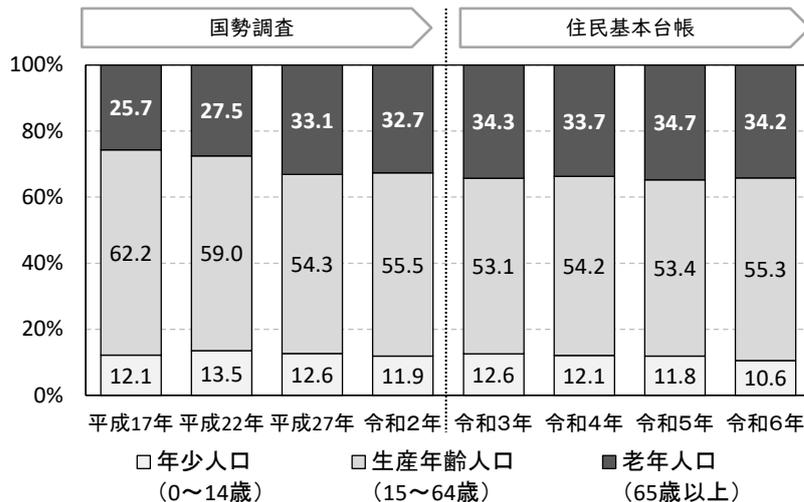


Point

日本人の人口は徐々に減少。

[出典]令和2年まで：国勢調査、令和3年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移（割合の推移）



Point

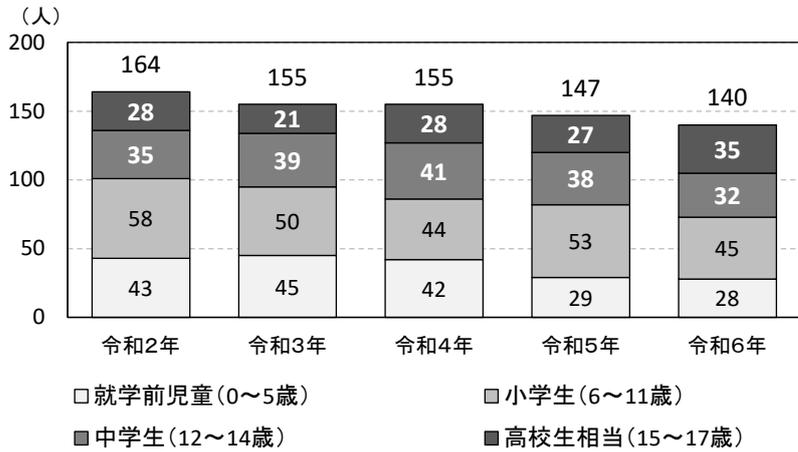
令和4年以降は15～64歳の人口割合が増加。でも年少人口は横ばい。

[出典]令和2年まで：国勢調査、令和3年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) こどもの人口の状況

こどもの人口(0～17歳)は令和2年から減少が続き、令和6年は140人となっています。
 年齢階級別の推移をみると、就学前児童(0～5歳)、小学生(6～11歳)及び中学生(12～14歳)はやや減少傾向で推移し、高校生相当(15～17歳)は増加傾向となっています。

■こどもの人口の推移



Point

0～5歳の子どもと小学生の人数は減少が続いている。

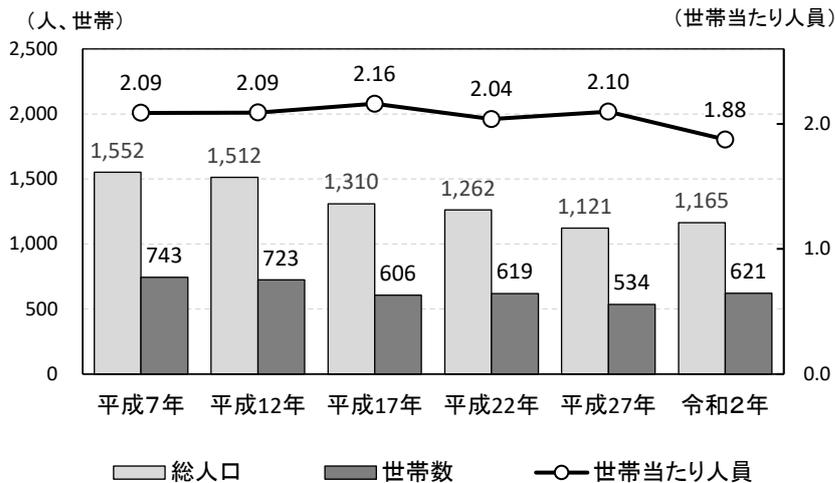
[出典]住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 世帯の数

本村の世帯数は平成7年から減少傾向が続いていましたが、令和2年に増加に転じ、621世帯となっています。

世帯あたり人員は平成17年の2.16人から減少傾向で推移しており、令和2年は1.88人の状況です。

■総人口と世帯数の推移



Point

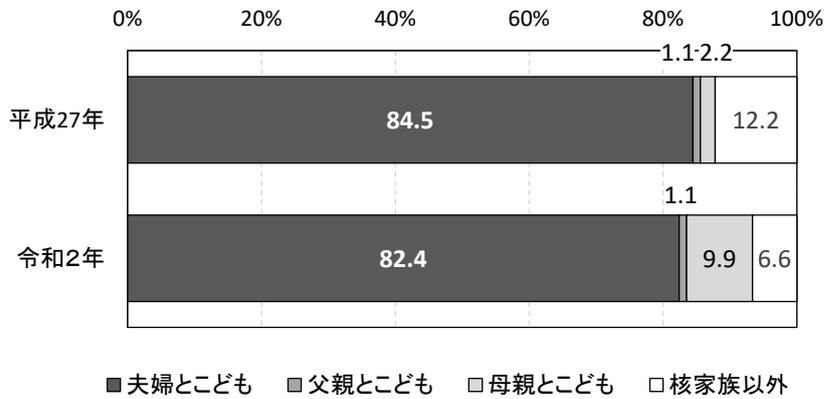
世帯数は令和2年、25年ぶりに増加。

[出典]国勢調査

(5) 世帯の家族構成

国勢調査で18歳未満の児童がいる世帯の家族類型別の割合をみると、平成27年の母親と子ども世帯は2.2%でしたが、令和2年は9.9%で7.7ポイント増加しています。

■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯の家族類型割合



Point

ひとり親家庭（母親と子ども）の割合が増加。

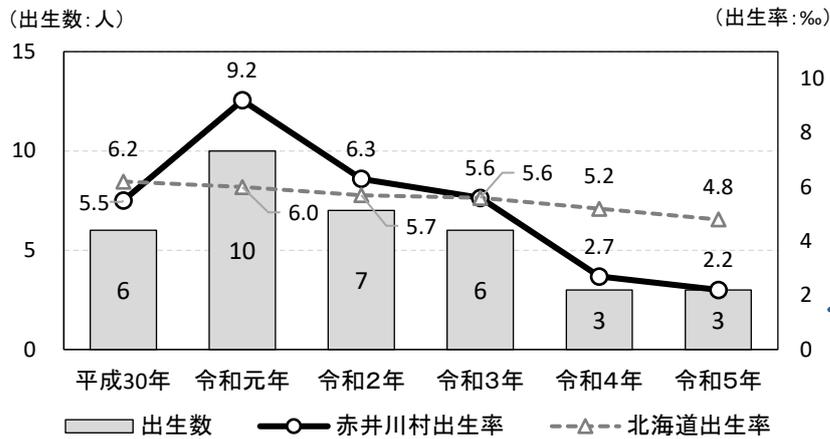
[出典]国勢調査

(6) こどもの出生数

本村の出生数は令和元年の10人から減少傾向が続いており、令和5年は3人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生数、単位は‰（パーミル））も出生数と合わせて推移しており、令和4年以降は北海道全体平均を下回り、令和5年は2.2‰となっています。

■ 出生数と出生率（人口千人）の推移



Point

北海道も村も出生率は減少が続いている。

[出典]令和3年まで：北海道保健統計年報、令和4年以降：赤井川村

(7) 女性の就業状況

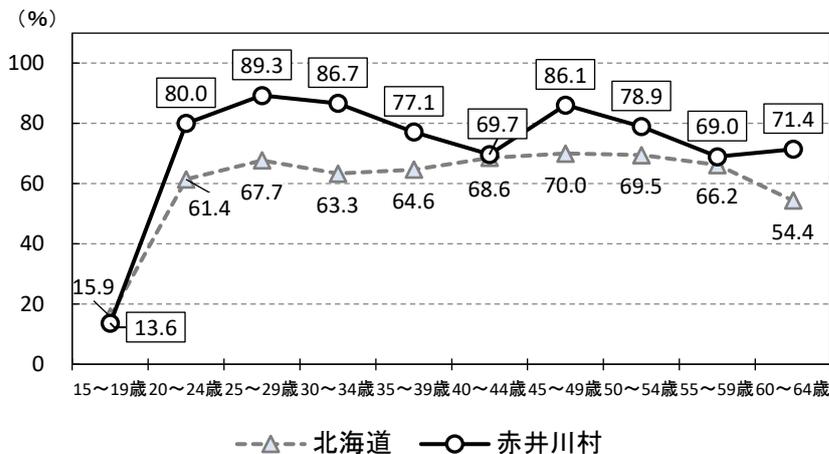
女性の年齢階級別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線を描くことが多いといわれています。

平成2年における本村女性の就業率は、第1のピークが25～29歳の89.3%で、30歳から44歳までは年齢が高くなるにつれて就業率が低下する曲線となっています。

北海道と比較すると、本村の女性は多くの年齢階級で就業率が北海道を上回っています。

なお、今回のアンケート調査に基づく育児休業取得率は本村の女性が57.1%、男性が4.8%と、男女ともに令和5年度雇用均等基本調査における全国値（女性84.1%、男性30.1%）を下回っています。

■女性の年齢階級別就業率（令和2年）



Point

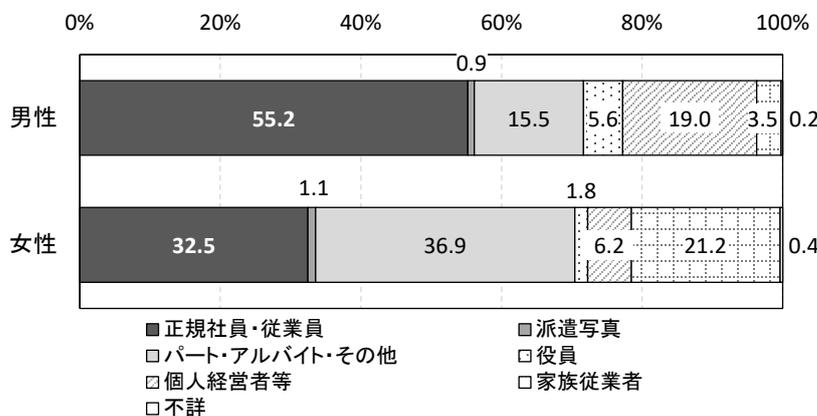
子育て世代の中心年代（20～30代）で働く割合が北海道の平均よりも高い。

[出典]国勢調査

(8) 勤務形態

令和2年の国勢調査で従業上の地位をみると、女性の正規社員・従業員は32.5%で男性と比べて22.7ポイント低く、パート・アルバイト・その他は36.9%で男性よりも21.4ポイント高い状況です。

■従業上の地位別就業者割合（令和2年）



Point

正規職員で働く女性は男性と比べて少ない。

[出典]国勢調査（令和2年）

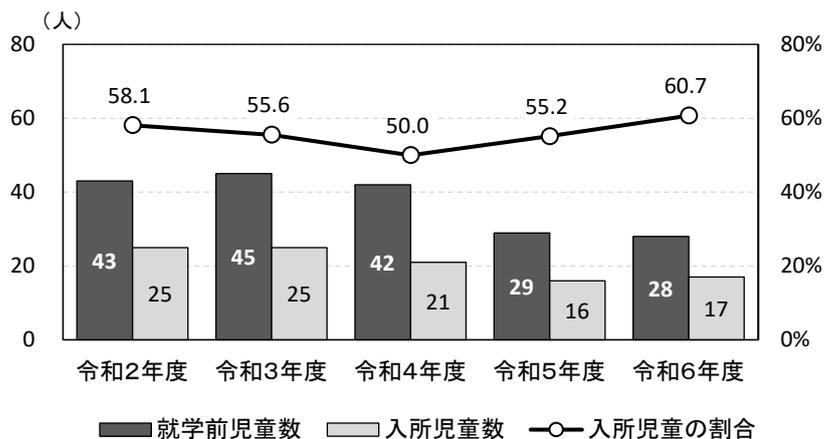
2 教育・保育施設の状況

(1) 保育施設の利用児童数

本村は赤井川へき地保育所で就学前児童の受け入れを行っており、入所児童数は令和3年度の25人から減少傾向がみられ、令和6年度は17人となっています。

就学前児童数に対する入所児童数の割合は令和4年度の50.0%から増加傾向にあり、令和6年度は60.7%の児童が赤井川へき地保育所へ入所している状況です。

■保育所入所児童数の推移



Point

へき地保育所に入所するこどもの割合は、令和5年度から高くなっている。

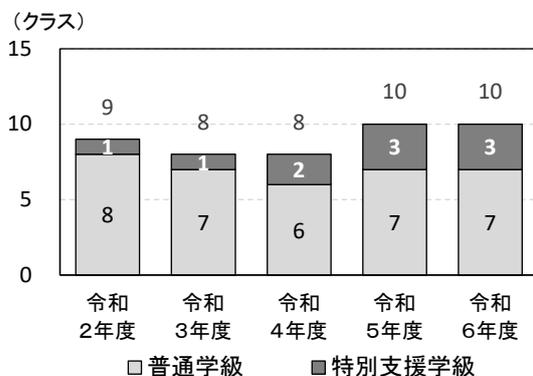
[出典]就学前児童数：住民基本台帳、入所児童数：赤井川村保健福祉課
(各年4月1日現在)

(2) 小学校のクラス・児童数

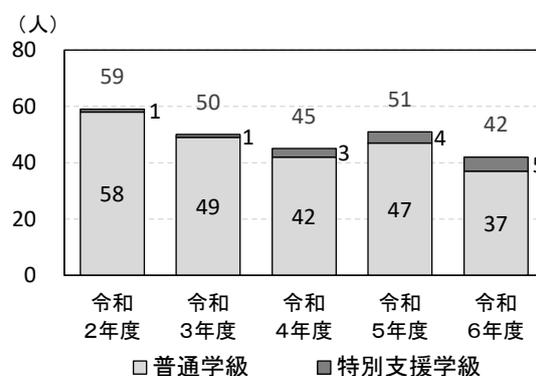
赤井川小学校と都小学校の児童数の合計は、令和2年度の59人から減少傾向で推移しており、令和6年度は42人となっています。

個別支援を受ける児童の増加を背景に、学級数は令和2年度の9クラスから、令和6年度は10クラスに増加しています。

■学級数の推移



■児童数の推移



[出典]学校基本調査 (各年5月1日現在)

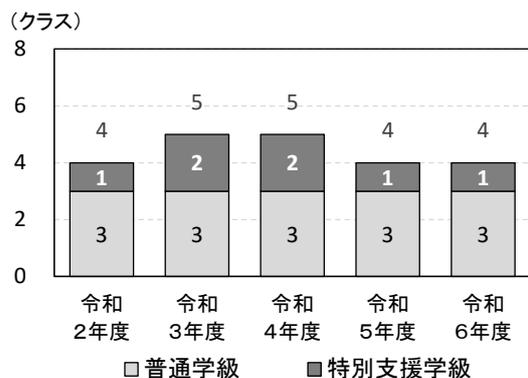
Point

児童数は減少。
個別支援を受ける児童の増加により、学級数は増加。

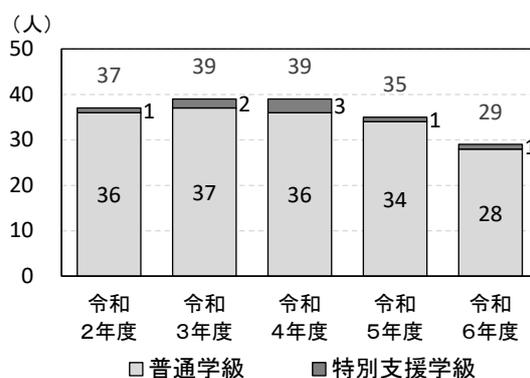
(3) 中学校のクラス・生徒数

赤井川中学校の生徒数は令和5年度から減少傾向にあり、令和6年は29人となっています。
 学級数は令和2年度の4クラスから、令和3年度及び令和4年度は5クラスに増加しましたが、令和5年度から4クラスとなっています。

■学級数の推移



■生徒数の推移



[出典]学校基本調査(各年5月1日現在)

Point

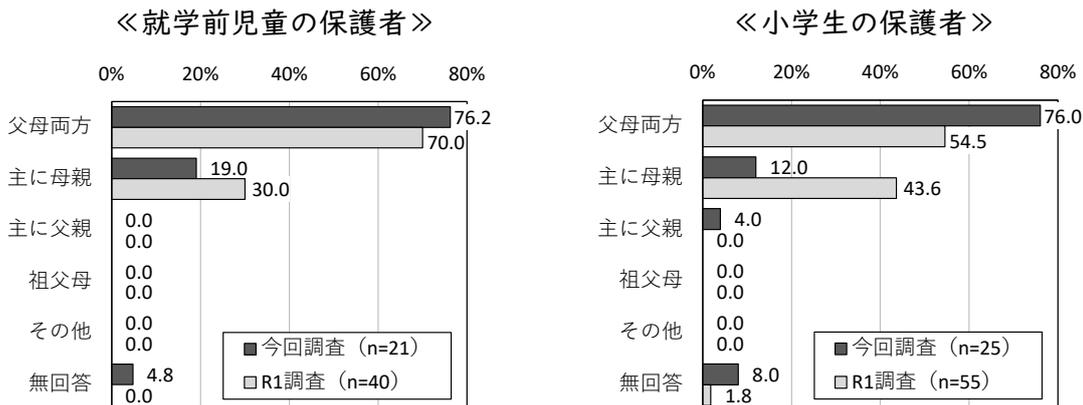
学級数及び生徒数は令和3～4年度をピークに減少。

3 アンケート調査結果から見たもの

(1) 子育てを主に行っている人

就学前児童の保護者は、「父母両方」が76.2%で最も多く、次いで「主に母親」が19.0%で続いています。前回調査と比較すると「主に母親」は11.0ポイント減少しています。

小学生の保護者は、「父母両方」が76.0%で最も多く、次いで「主に母親」が12.0%で続いています。前回調査と比較すると「主に母親」は31.6ポイント減少しています。



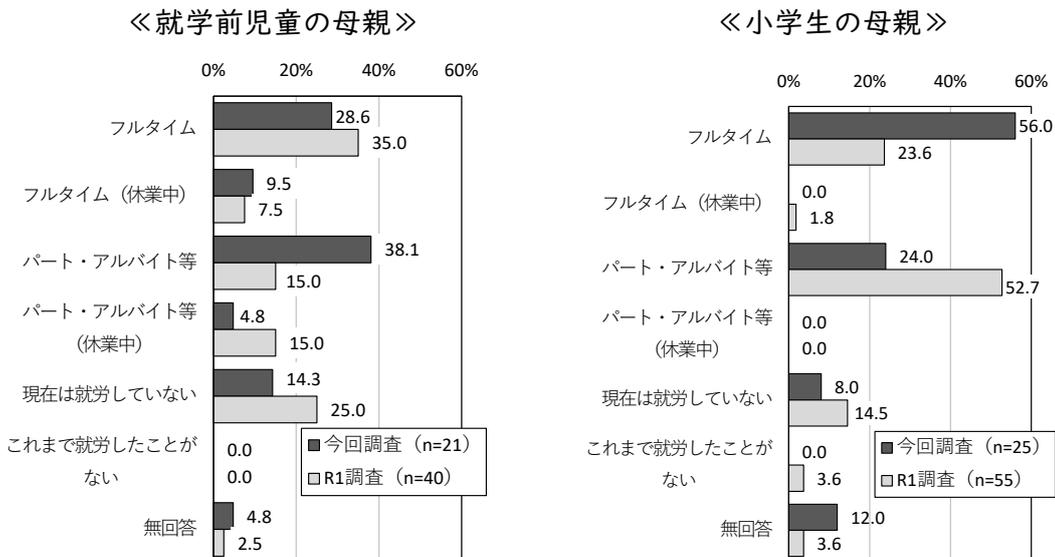
Point

子育てに参加する父親の割合は増加している。

(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況は、「フルタイム」(休業中を含む)が38.1%、「パート・アルバイト等」(休業中を含む)が42.9%、「現在は就労していない」は14.3%です。

小学生の母親は、「フルタイム」(休業中を含む)が56.0%、「パート・アルバイト等」(休業中を含む)が24.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は8.0%です。



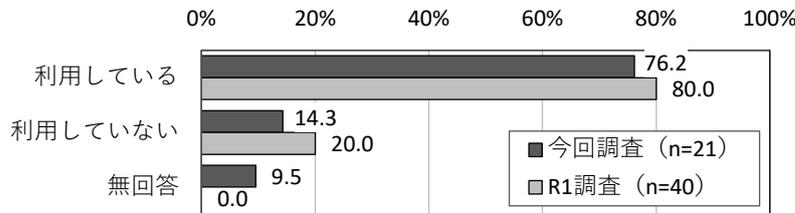
Point

就労している母親の割合が以前よりも高くなっており、こどもが小学生になるとフルタイム就労が多くなる。

(3) 現在の教育・保育施設の利用状況（就学前児童の保護者）

現在、平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は76.2%でした。利用している教育・保育事業は、「赤井川へき地保育所」が60.0%、「その他（村外の保育所などや、預かり事業）」が30.0%となっています。

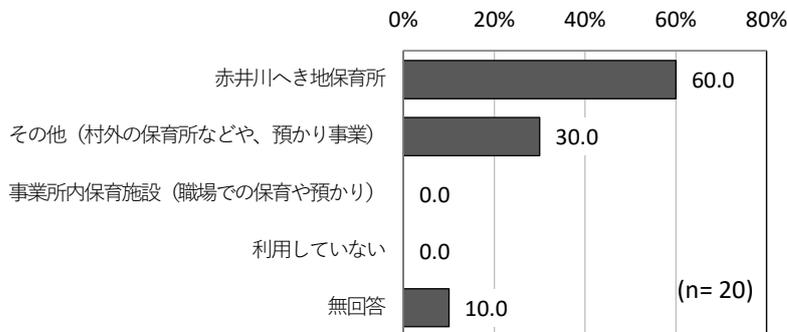
《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》



Point

保育所を利用する人の割合には大きな変化なし。

《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》

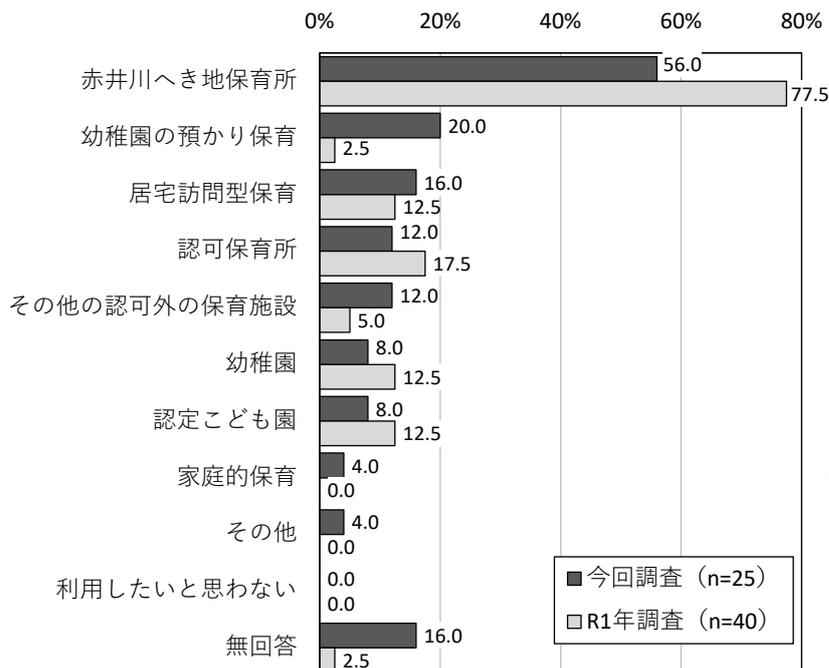


Point

全体の30%が村外の教育保育施設を利用。

(4) 教育・保育施設の利用意向（就学前児童の保護者）

今後利用したい教育・保育事業は、「赤井川へき地保育所」が56.0%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」（20.0%・5人）、「居宅訪問型保育」（16.0%・4人）が続いています。



Point

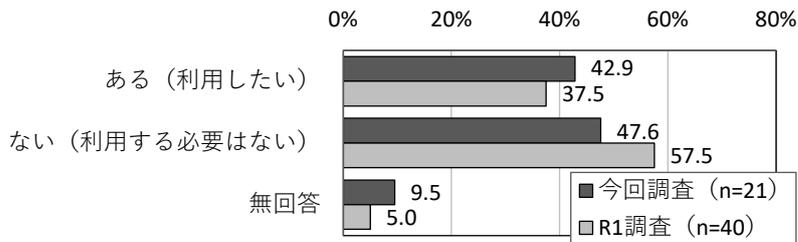
へき地保育所を利用したい人の割合が以前よりも減っている。

(5) 一時預かり等の利用意向（就学前児童の保護者）

今後不定期な一時預かり事業を利用する必要がある「ある（利用したい）」と回答した人は42.9%となっています。

その利用の目的は、「私用、リフレッシュ目的」「不定期の就労」がともに55.6%（5人）で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、親やこどもの通院など」（44.4%・4人）となっています。

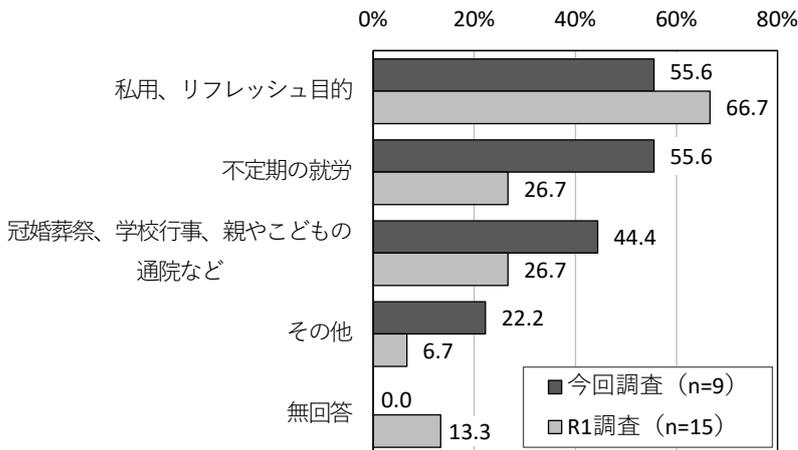
《一時預かり事業を利用する必要があるか》



Point

一時預かりを利用したい人は半数弱。

《一時預かり事業を利用する目的（複数回答）》



Point

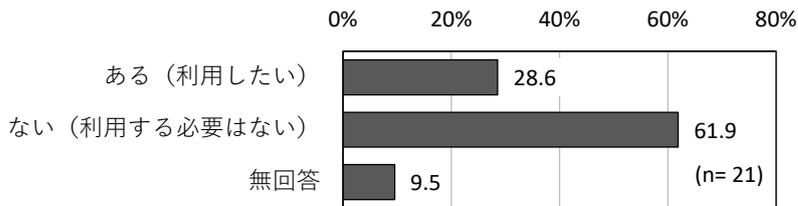
生活上やむを得ない目的や、不定期就労での利用ニーズが増加。

(6) ショートステイの利用意向（就学前児童の保護者）

宿泊を伴う預かり事業（ショートステイ）を利用する必要があると「ある（利用したい）」と回答した人は28.6%（6人）でした。

また、その利用の目的は「冠婚葬祭」「保護者や家族の病気」がともに50.0%（3人）となっています。

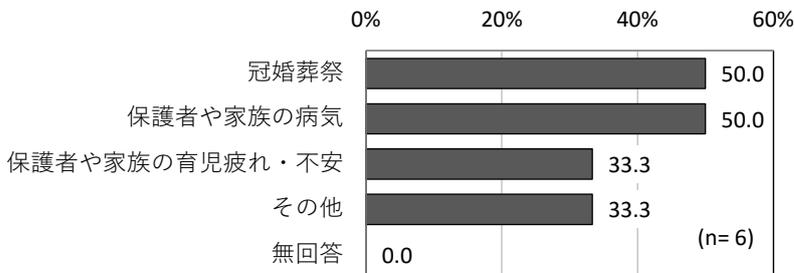
《ショートステイを利用する必要があるか》



Point

約30%がショートステイを必要としている。

《ショートステイを利用する目的（複数回答）》

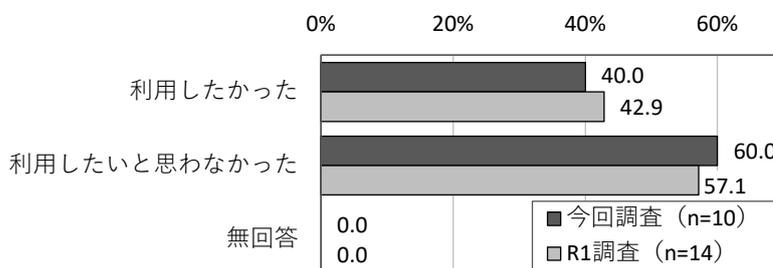


Point

利用目的は冠婚葬祭や家族の病気が多い。

(7) 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童の保護者）

こどもが病気やケガの際に「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育施設等の利用意向をうかがったところ、「利用したかった」と回答した人は40.0%（4人）となっています。



Point

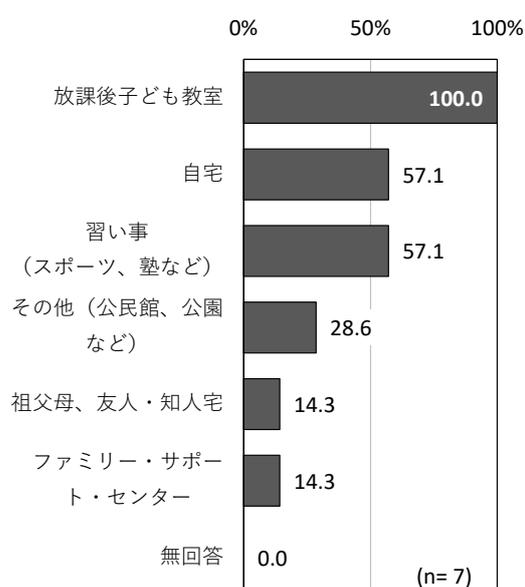
全体の40%が病児保育を利用したい。

(8) こどもの小学校就学後の放課後の過ごし方 (就学前児童の保護者)

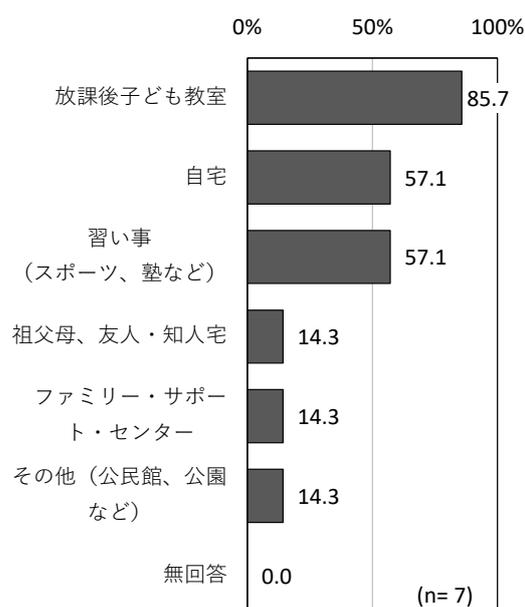
5歳のお子さんがある保護者に対して、小学校低学年の間、放課後を過ごさせたいと考えている場所についてうかがったところ、「放課後子ども教室」が100.0%で最も多く、次いで「自宅」「習い事(スポーツ、塾など)」(ともに57.1%・4人)となっています。

小学校高学年の間は、「放課後子ども教室」が85.7%で最も多く、次いで「自宅」「習い事(スポーツ、塾など)」(ともに57.1%・4人)となっています。

《放課後を過ごさせたい場所》
(低学年/複数回答)



《放課後を過ごさせたい場所》
(高学年/複数回答)



Point

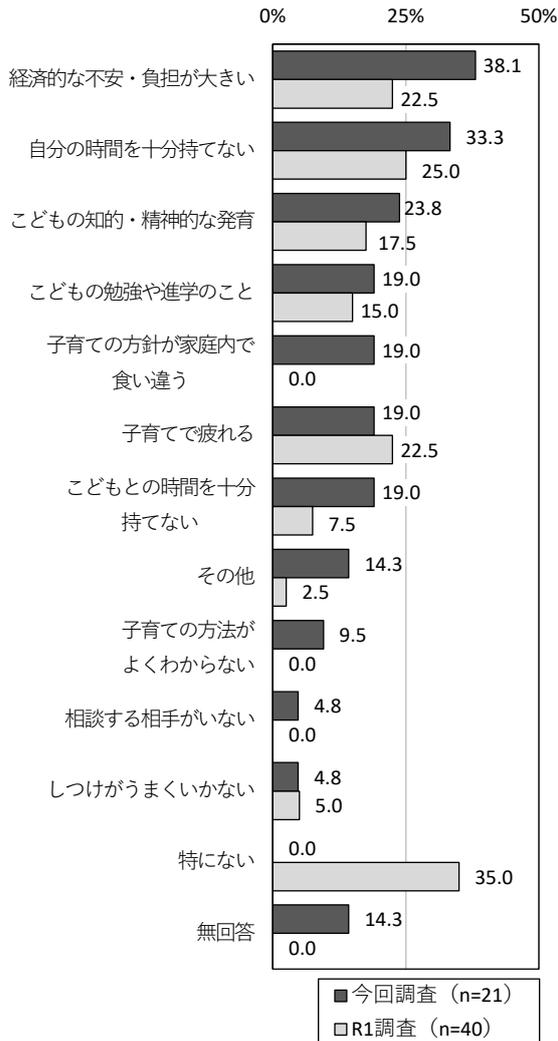
こどもの放課後の居場所は「放課後子ども教室」のニーズが高い。

(9) 子育てに関する悩み

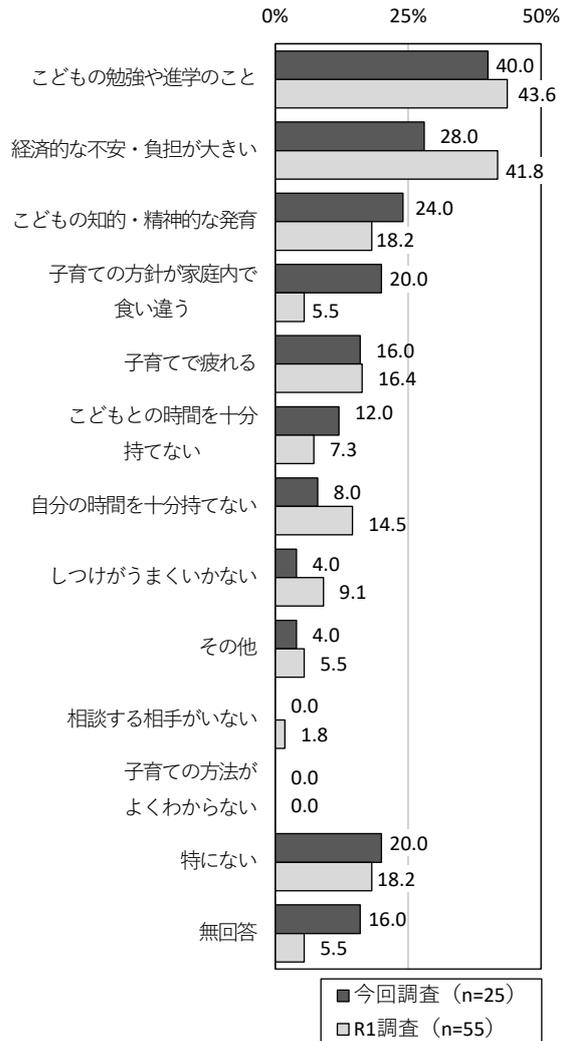
就学前児童の保護者は、「経済的な不安・負担が大きい」が38.1%（8人）で最も多く、次いで「自分の時間を十分持てない」（33.3%・7人）、「こどもの知的・精神的な発育」（23.8%・5人）が続いています。

小学生の保護者は、「こどもの勉強や進学のこと」が40.0%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」（28.0%）、「こどもの知的・精神的な発育」（24.0%）が続いています。

《就学前児童の保護者（複数回答）》



《小学生の保護者（複数回答）》



Point

経済的な不安や負担が大きいと感じている保護者が多く、
就学前児童の保護者は自分の時間が十分持てないこと、
小学生の保護者はこどもの勉強や進学のことの悩みも大きい。

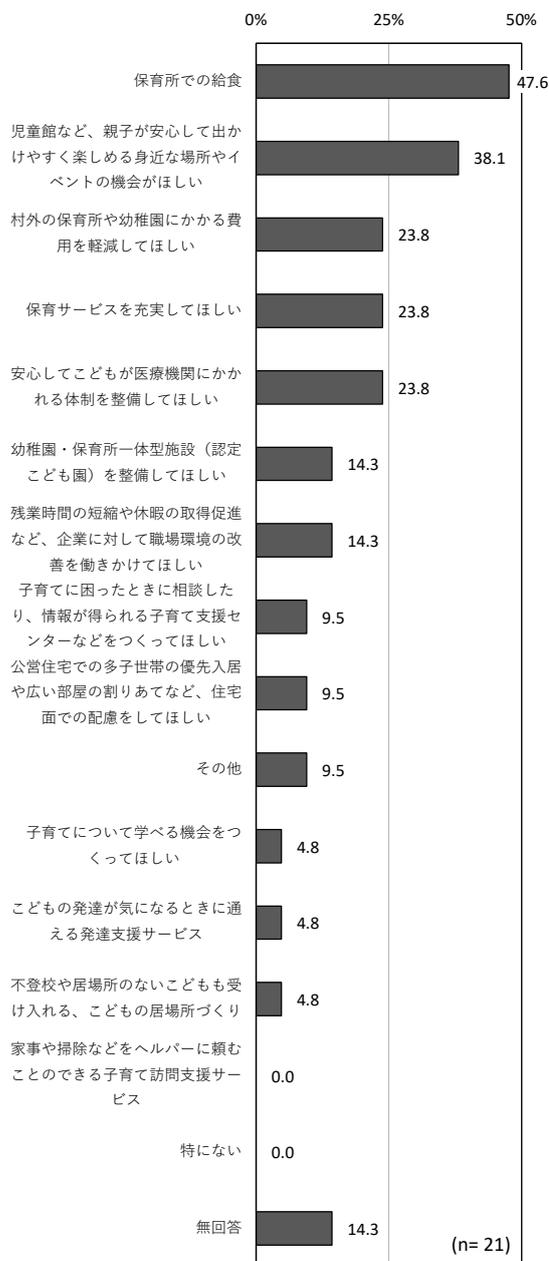
(10) むらの子育て支援について特に期待すること

就学前児童の保護者は、「保育所での給食」(47.6%・10人)、「児童館など、親子が安心して出かけやすく楽しめる身近な場所やイベントの機会がほしい」(38.1%・8人)が多くなっています。

小学生の保護者は、「放課後子ども教室などを充実してほしい」が52.0%で最も多く、「子どもと一緒に、安心して出かけやすく楽しめて集まれる身近な場所やイベントの機会がほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」(ともに20.0%)が続いています。

《就学前児童の保護者(複数回答)》

《小学生の保護者(複数回答)》



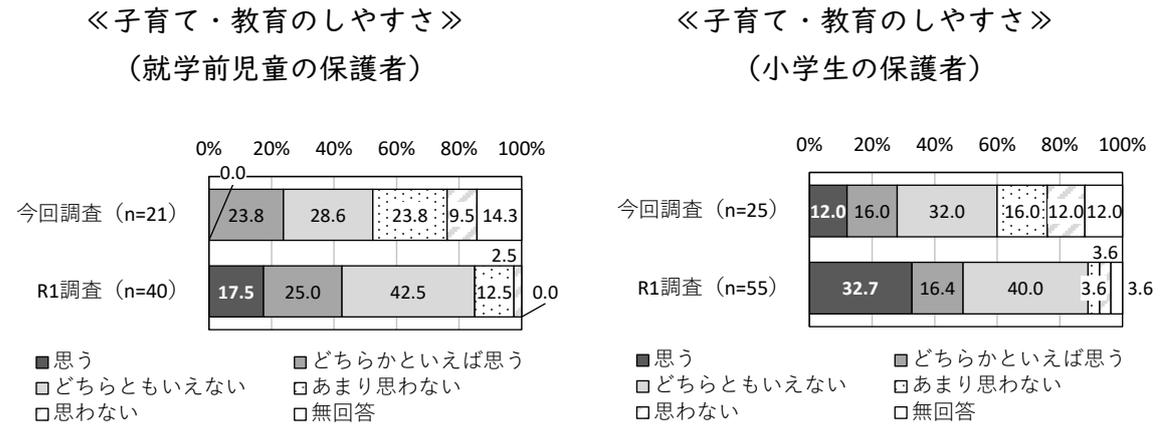
Point

就学前児童の保護者は保育所での給食の充実、小学生の保護者は放課後子ども教室の充実を求めている。

(11) 子育て環境・支援の満足度

就学前児童の保護者は、子育て・教育がしやすいと「思う」が0.0%、「どちらかといえば思う」は23.8%でした。前回調査と比較すると、「思う」「どちらかといえば思う」の合計は18.7ポイント減少しています。

小学生の保護者は、子育て・教育がしやすいと「思う」「どちらかといえば思う」の合計は28.0%でした。前回調査と比較すると「思う」「どちらかといえば思う」の合計は21.1ポイント減少しています。



Point

子育てしやすいと感じている保護者の割合は
以前よりも減少している。

第3章 第2期計画の実施状況

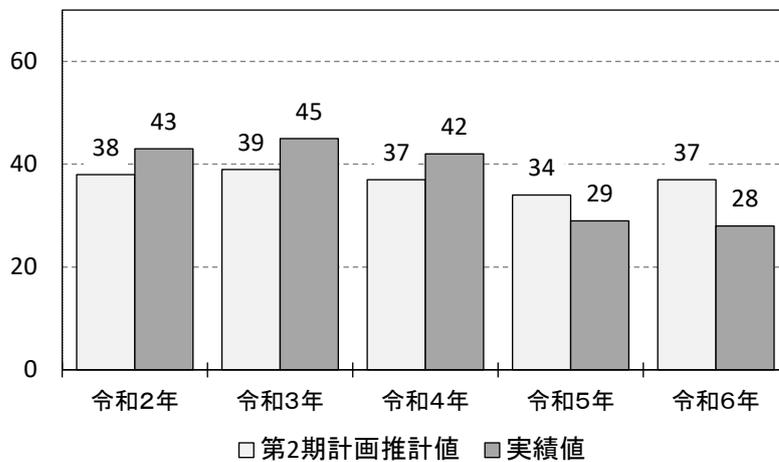
I 児童数の状況

第2期計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は令和4年まで実績値が推計値を上回って推移してきましたが、令和5年以降は実績値が推計値を下回っています。

一方、小学生児童はおおむね推計に近い実績で推移してきましたが、令和4年以降は実績が推計値を上回って推移しました。

■就学前児童数の推移（0～5歳のこども）

(児童数)



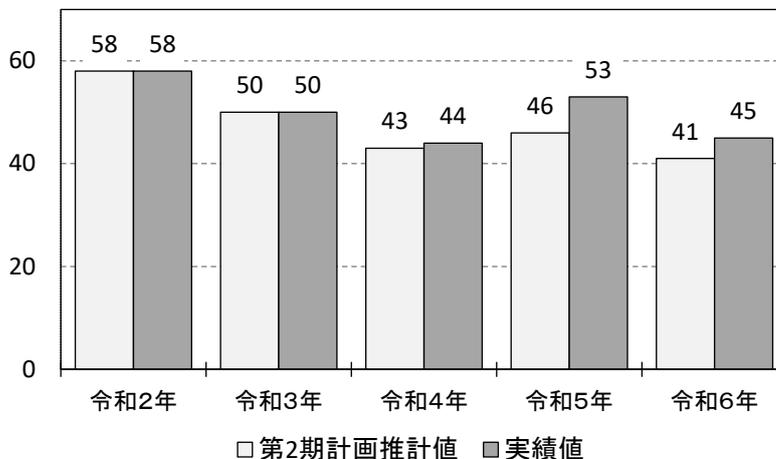
Point

令和5年以降の就学前児童数は計画策定時点に想定していたよりも少ない。

※実績は各年4月1日現在

■小学生児童数の推移

(児童数)



Point

令和5年以降の小学生数は計画策定時点に想定していたよりも多い。

※実績は各年4月1日現在

2 教育・保育事業の状況

保育所や幼稚園、
認定こども園を利用
するときの制度

(1) 1号認定及び2号認定（3歳以上）

1号認定及び2号認定の実績は量の見込みをおおむね上回って推移してきましたが、児童人口の減少に伴い、減少傾向で推移しています。

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	実人数	21	18	17	14	18
	確保方策		21	18	17	14	18
実績			24	23	22	17	18

※実績は各年4月1日現在

(2) 3号認定（3歳未満）

3号認定のうち0歳児は計画時点では量の見込みはないと見込んでいましたが、令和3年度から1～2人の受け入れ実績がありました。

1・2歳児の受け入れ実績はおおむね量の見込みと同等水準で推移しました。

① 3号認定（0歳児）

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	実人数	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	1	2	2	1

※実績は各年4月1日現在

② 3号認定（1・2歳児童）

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	実人数	8	12	11	11	11
	確保方策		8	12	11	11	11
実績			9	12	10	9	8

※実績は各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

妊娠・こそだてのライフ
ステージで安心でき、
学び、つながり、相談
できる環境を支える事業

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本村では健康支援センターを窓口として子育てに関する相談・助言等に対応し、計画策定時点では利用者支援事業は実施しない予定でしたが、令和4年度から子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業を開始しました。

■利用者支援事業設置箇所数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計 画	箇所	0	0	0	0	0	
		基本型・特定型	0	0	0	0	0
		母子保健型	0	0	0	0	0
実 績		0	0	1	1	1	
基本型・特定型		0	0	0	0	0	
母子保健型		0	0	1	1	1	

※令和6年度は実績見込み

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月1回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

当事業の実績は量の見込みを上回って推移しました。

■地域子育て支援拠点事業利用回数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	7	9	8	8	8
	確保方策	7	9	8	8	8
実 績	月あたり 延回数	56	61	30	33	26

※令和6年度は実績見込み

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

当事業の実績は令和2年度に量の見込みを上回りましたが、出生数に伴い令和3年度以降は量の見込みをおおむね下回って推移しました。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	実人数	7	7	7	7	6
	確保方策		7	7	7	7	6
実績			10	4	5	4	6

※令和6年度は実績見込み

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

当事業の実績は（3）の理由と同じくして量の見込みと同等又は下回って推移しました。

■新生児訪問事業の訪問件数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	実人数	7	7	7	7	6
	確保方策		7	7	7	7	6
実績			7	6	3	3	6

※令和6年度は実績見込み

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

当事業は計画期間内で実績はありませんでした。

■養育支援訪問件数

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	延件数	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トライライトステイ事業）

様々な理由により一時的に家庭においてこどもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で児童を養育・保護することで、こどもとその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

当事業は計画期間内で実績はありませんでした。

■子育て短期支援事業利用者数

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	延人数	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では当事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業利用者数

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
計 画	量の見込み	延人数	0	0	0	0	0	
			低学年	0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0	
	確保方策		低学年	0	0	0	0	0
			高学年	0	0	0	0	0
	実 績		0	0	0	0	0	
	低学年	0	0	0	0	0		
	高学年	0	0	0	0	0		

(8) 一時預かり事業

家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の実績はありませんでしたが、赤井川村社会福祉協議会にて子育てサポート事業（一時預かり事業）を実施しています。

■一時預かり（幼稚園型）

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	延人数	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	延人数	63	65	62	57	62
	確保方策		63	65	62	57	62
実績			29	50	13	17	4

※令和6年度は実績見込み

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

本村では時間外保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■時間外保育事業利用者数

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	実人数	5	5	5	5	5
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■病児保育事業利用者数

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	延人数	32	33	31	29	31
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本村では放課後子ども教室として実施しており、令和4年度までは実績が量の見込みを下回って推移していましたが、令和5年度以降は量の見込みを上回る実績となりました。

■放課後子ども教室利用者数

区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	実人数	32	30	29	31	25
	1年生		8	5	8	9	2
	2年生		4	7	4	7	8
	3年生		7	4	6	4	6
	4年生		5	7	4	6	4
	5年生		5	3	4	2	3
	6年生		3	4	3	3	2
	確保方策		32	30	29	31	25
実績		22	21	21	33	28	
実績	1年生	9	5	6	11	1	
	2年生	3	8	5	7	11	
	3年生	2	2	8	3	7	
	4年生	4	2	0	9	1	
	5年生	3	3	2	1	7	
	6年生	1	1	0	2	1	

※令和6年度は実績見込み

第4章 こども施策における目標

1 めざす姿

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、6つの基本理念をもとにこども施策を進めることが示されています。

《こども基本法における6つの基本理念》

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

[出典]こども家庭庁ホームページ

この理念を基盤とした上で、市町村の責務として「子ども・子育て支援法」のなかに、子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に行うよう定められているため、本計画で具体的方策を示しているところです。

本計画では、前期計画から視点を新たに、こどもとその家族のWell-being（幸福）を中心に捉え、地域社会との協働機会を促進しながら「こどもの最善の利益」の実現を目指すため、次のとおり基本理念を定めます。

《基本理念》

こども・子育て Well-being の実現

子育て環境を支える取り組みは、こどもが生まれる前から大人になっても長く途絶えずに続く、いわば営みです。若い世代には、こどもと触れる機会を促進することで産み育てる選択ができるイメージを提供し、妊娠・出産・子育て期に抱える不安に対しては、その家族の形に寄り添った支援を行います。そうして生まれた、ひとりの権利あるこどもは、安心・安全な環境のもとあらゆる経験の機会を得ながら、おらのひと・自然・暮らしのなかでの愛着形成のもと成長します。

またそのこどもが大人になり次世代へと繋がることを繰り返すことで、全てのひとのWell-beingが向上することを目指しながら、おらの子育て環境の充実を推し進めます。

第3期は「いまより、もっと、ずっと、よくなるおらへ」をサブテーマに、将来的展望を見据えて、子育て環境の土壌を整えてまいります。

2 基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

こどもを権利ある一人の人間として捉え、全てのこどもが心身ともに健康に育つため守られるべき4つの権利（①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加・意思表示の権利）を保障するための取り組みを最重要とします。

このための支援体制及び環境整備を行うとともに、村全体で取り組む機運を醸成します。

また、こどもとその保護者が、安心かつ安全な生活を送ることのできるよう、関係機関等と連携した活動を推進し、こどもの一人歩きに不安なく暮らせる地域づくりに取り組みます。

基本目標2 こどもと親、その家庭を支える

親が安心してこどもを産み、またこどもの健やかな成長を支えられる地域づくりのため、妊娠・出産・子育てを支える支援・サービスの提供や、育児不安やこどもの健康、またこども自身の悩みなどを相談できる環境の充実を図ります。

また、子育て家庭へ届きやすい情報提供を行いながら、子育て世代も含めた村のコミュニティが育まれることを目的とした、地縁や地域資源等を活用した取組を推進します。

基本目標3 こどもの生きる力を育む

小中連携教育や多様な体験活動等を通じて、こどものたくましく生きる力を育むとともに、学校と地域との連携により地域とともにある学校づくりを推進します。

学校での学習能力の向上のみならず、基本的な生活習慣などからこどもの生き抜く力を育むため、多様な学習機会の提供や、体験格差を生まない体験活動の推進に努めます。

また、こどもが大人になることのイメージを培える世代間交流の場づくりや、こどもが自らの心身を大切にできる経験を、生教育や食育を通して得る機会を提供します。

基本目標4 多様なこどもを応援する

障がい児への支援を必要とする家庭やこどもに対して、寄り添うことのできる相談体制を備えながら、そのニーズに応じた障がい児施策の充実に取り組み、教育や子育て支援と連動した環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭や生活困難な家庭に対しては、生活の安定を図るための支援を行うとともに、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこどもへの支援を推進します。

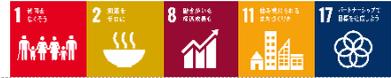
3 施策の体系

こども・子育て Well-being の実現



第5章 施策の展開

1 こどもの権利を守る



大人だけでなく、こども自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、互いに尊重し合う環境づくりと啓発活動を行うとともに、こどもが有する基本的人権が守られるよう、こどもの権利に関する普及・啓発を図ります。

また、こどもやこども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないよう、親子が安全に安心して伸び伸びと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

併せて、児童虐待に関する啓発に努め、その防止を図るとともに、地域や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見体制、虐待を受けたこどもの適切な保護体制など、児童虐待に関する施策に取り組みます。

(1) こどもの権利の保障と意見の尊重



取組	取組内容	担当課 実施主体
こどもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法など「こどもの権利」に関する情報を、様々な場面、様々な手法でこどもや大人への広報・啓発を行います。	教育委員会 保健福祉課
こどもの意見表明・参加機会の充実	こどもが意見表明し、参加する機会を拡充することで、こどもにとって住み良いむらづくりを実践します。 また、こどもの意見に対するフィードバックを行い、更なるこどもの意見表明、参画につなげます。	教育委員会 保健福祉課

(2) 交通・犯罪被害からの保護

取組	取組内容	担当課 実施主体
通学路安全推進会議の開催	児童生徒が安心して通学できるよう、赤井川村通学路推進安全会議を年1回開催し、通学路における危険箇所等の協議を行います。 また、必要に応じて交通安全施設の整備を要請します。	教育委員会 建設課 住民課
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。 また、工事現場への移動の際、車輛事故等を含めた安全教育の実施を指導します。	住民課 建設課

取組	取組内容	担当課 実施主体
犯罪等に関する 情報提供の推進	<p>広報紙や防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。</p> <p>また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。</p>	総務課
犯罪・事故等の被害から 子どもを守るための 取組	<p>学校付近や通学路等におけるPTAや、警察等による子どもたちへの目配りと関係機関・団体との情報交換を積極的に行うとともに、不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。</p> <p>また、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用促進を図ります。</p>	教育委員会
「子ども110番の家」 等の防犯ボランティア 活動の推進	<p>子どもが不審者から声を掛けられたり、犯罪や虐待に遭ったときの避難場所としての「子ども110番の家」等のボランティア支援の継続を行います。</p>	保健福祉課 教育委員会

(3) 良質な住環境の確保

取組	取組内容	担当課 実施主体
住宅環境情報提供	<p>広報紙や村ホームページ等を通じて、村内の住宅取得に関する情報提供を行います。</p>	建設課
公営住宅の適正管理	<p>赤井川村公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅の建て替えや改修、修繕を計画的に推進します。</p>	建設課
住宅取得への支援	<p>移住・定住支援事業を通じて、住宅建設資金の支援を行います。</p>	建設課

(4) 児童虐待防止対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
要保護児童対策協議会 の推進	<p>学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等で構成される要保護児童対策協議会を定期的開催し、関係機関の連携強化と情報共有、児童虐待への早期対応を図ります。</p>	保健福祉課
児童虐待に関する 一元的な相談窓口の 設置	<p>子ども家庭センターに役割を包含し、児童虐待に関する相談対応から通告受理、児童相談所との連携等の実働を担います。</p> <p>ほか、各種事業を通じて虐待防止・早期発見に努めます。</p>	保健福祉課
主任児童委員との 児童の健全育成、児童 虐待防止活動をめざ した協働	<p>主任児童委員の研修会への積極的参加、学校訪問の実施等から、地域において児童の健全育成や虐待の防止につながる協力体制の維持に取り組みます。</p>	保健福祉課

2 こどもと親、その家庭を支える



こどもとのこれからの生活に希望をもち安心して妊娠・出産を迎えられるように、母子健康手帳をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。

また、妊娠期の経済的負担の軽減、出産準備の支援、不安に寄り添う相談支援等から、妊娠期を入口として子育てを伴走支援します。

併せて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期に、ひとりひとりのこどもの個性に沿った保育が提供されるよう、保育事業の充実を推進するとともに、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代が親子を応援できる環境の充実を図ります。

(1) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
 妊産婦健康診査事業	医療機関等で健康状態の把握、適切な医療、必要な保健指導を受けることができ、安心安全な妊娠～出産期を過ごすことができるよう、検診費用を助成します。	保健福祉課
 妊産婦安心出産支援事業	産科医療機関がない赤井川村に在住する妊産婦の、検診や出産にかかる経費を助成します。	保健福祉課
 新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障害を早期に発見し、早期療育により音声言語発達等の促進を図るため、新生児の聴覚検査に係る費用を助成します。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による新生児訪問を実施し、産後の母子の健康、育成及び育児環境の状況を早期に把握するとともに、健康問題を有するケースに対して適切な指導助言を行います。	保健福祉課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行います。 継続的な支援により、閉じこもり等母子の孤立化及び育児不安等により発生する児童虐待の未然防止を図ります。	保健福祉課
 乳幼児健康診査	新生児～乳幼児期を通じ、こどもの健全な成長発達と、それに伴う保護者の育児不安の軽減や健康増進を図るために各種健康診査を実施します。 乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診に加えて、5歳児健診の実施を拡充します。(令和8年度中) また、視力検査に屈折検査機器を導入する等、疾病等の早期発見・早期治療に努めます。	保健福祉課
歯科健診・フッ素塗布	11か月～3歳の児童を対象にう歯予防のため歯科健診及びフッ素塗布を実施します。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
保健指導等の充実	健康診査時を利用して保健指導、食事指導等に取り組むとともに、こどもの発達に関する情報提供を行います。	保健福祉課
乳幼児健康相談の充実	「親子相談」として、保健師や管理栄養士などの専門職が心身の発育発達の確認、育児相談やむし歯予防、離乳食に関する相談等を行います。 また、相談しやすい環境づくりに向けて、親子相談室の整備や定期的実施している乳児相談の個別対応化を検討します。	保健福祉課
 予防接種の実施	感染症の予防のため予防接種法の規定に従い、定期予防接種を実施します。 予防接種に関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、感染症の発症及び重症化の予防に効果的であることを啓発し、接種率の向上に努めます。 併せて、国の構想に合わせて予防接種事務のデジタル化を推進します。 令和7年度からは、インフルエンザワクチンの接種に関して助成を開始します。	保健福祉課
 こども家庭センターの設置	子育て世代包括支援センターが持つ機能に加え、児童福祉の機能を有する「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。	保健福祉課
妊婦等包括相談支援事業	出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぎます。	保健福祉課
産後ケア事業	産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、村外の医療機関等への委託により専門職が支援を行います。	保健福祉課

(2) 保育サービスの充実



取組	取組内容	担当課 実施主体
<p>保育所のあり方の見直し</p>	<p>村の重要な児童福祉施設のひとつとしての機能を果たすため、持続可能な安定運営を前提に、令和7年度以降から、保育体制を新たにします。</p> <p>教育・福祉分野と協働でき、また家庭と地域をつなぐ1つの主体として機能することを目指します。</p> <p>【保育サービス充実に向けた段階的な検討・試行】</p> <p>保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育時間の延長や土曜保育、1歳児保育など、段階的に検討・推進します。</p> <p>【保育の質の向上】</p> <p>国の子育て支援方針を勘案し、設置する保育所における保育指針に則り、提供すべき保育に必要な、職員の資質向上のための研修機会を増回します。</p> <p>また、体験格差を生じさせない取り組みについても重要とし、こどもが村に住みながら培うことのできる経験を行事等を通じて提供します。</p> <p>【給食ニーズへの方策】</p> <p>保護者の育児負担軽減のため、保育所で昼食を提供する「保育所ランチデー」を月に数回実施します。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)</p>	<p>保護者の就労等に関係なく、0～2歳のこどもを時間単位で預かる「こども誰でも通園制度」について、独自に試行的事業を行いながら実現に向けた検討を行います。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>子育て支援サービスの身近な情報提供</p>	<p>各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、広報紙等やこども家庭センターを通じて情報提供を行います。</p> <p>また、ネット環境から手軽に閲覧できる情報配信や子育てハンドブックの提供など、新たな手法に取り組めます。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>保育所・小学校の連携</p>	<p>1日体験入学や交流行事など、保育所と小学校の交流・連携を円滑にする取組を推進します。</p> <p>また、発達が気になるこども等に関して、保育所と小学校、こども家庭センターの間で情報共有を図り、保育所と小学校の円滑な接続を図ります。</p>	<p>保健福祉課 教育委員会</p>
<p>外国人世帯への相談及び情報提供の推進</p>	<p>外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人との意思疎通を図るためのツール導入や先行自治体の取組事例の情報収集などを検討します。</p>	<p>保健福祉課</p>

(3) 子育て支援サービスの充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
一時預かり事業	保護者の、就労・病気・私用・レスパイト等による利用のため、一時預かり事業による一時保育を提供し、且つ随時の2歳未満児の保育ニーズへの対応を図ります。	社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業（ひよこの会）	<p>保育所入所前の親子を対象に、「ひよこの会」として健康支援センターで実施、その回数も随時拡充します。</p> <p>その中で乳幼児と保護者の交流の場を開設するほか、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行います。</p> <p>内容の充実についても、保育士や作業療法士等の専門職の協力を得ながら、遊びなどを通じた、親子のアタッチメント形成に寄与するプログラムづくりに取り組めます。</p>	保健福祉課
利用者支援事業	<p>健康支援センター相談室・キッズルームの改修をはじめ、来所しやすい環境を整備・周知します。</p> <p>こども家庭センター開設から、アウトリーチにより相談しやすい関係づくりに取り組めます。</p> <p>これらを併せて利用者支援事業のサービスコーディネート機能の強化を図ります。</p>	保健福祉課



(4) 放課後児童対策の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
放課後子ども教室	<p>就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生児童の子育て支援と健全育成を図るため、放課後子ども教室を開催します。</p> <p>また、今後開設となる「こども第三の居場所事業」との連携を図ります。</p>	教育委員会
こども第三の居場所づくり	<p>生きづらさのあるこどもや、何らかの要因により学校へ行きにくさを感じるこどもの居場所を、令和8年度に開設します。</p> <p>こどもの心身の安心・安全が守られる環境において、生活リズムづくりや体験活動、学習サポートを通してこどもの「生き抜く力」を育みます。</p> <p>また、こども第三の居場所を起点に地域交流の促進を図ります。</p>	保健福祉課



(5) 子育て支援のネットワークづくり

取組	取組内容	担当課 実施主体
育児サークルの活動支援	育児中の母親の自主活動サークルである「こっこクラブ」の活動の支援を通じて、子育て世代のネットワークづくりを協働で行います。	社会福祉協議会
子育てに関する意識啓発等の推進	子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、村内関係機関との協働のもと、イベント・研修・各種広報媒体を活用して子育てに関心のもてる機運醸成を図ります。	保健福祉課

(6) 経済的支援の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
赤井川へき地保育所保育料の無償化	赤井川へき地保育所に村民が児童を預ける場合、保育料を全額無償化します。	保健福祉課
乳幼児等の医療費助成	乳幼児から中学生までを対象として、北海道内医療機関への入院・通院、歯科診療、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費の全額助成を行います。今後は医療費助成の対象範囲を高校生まで拡大します。	保健福祉課
給食費の無償化	小学校・中学校へ通う児童・生徒の給食費を全額無償化します。	教育委員会
修学旅行等の費用助成	小学校・中学校へ通う児童・生徒に対し、修学旅行等の旅費の一部を支援します。	教育委員会
部活等支援事業	部活動等を行っている児童・生徒が大会に参加する際の旅費を助成します。	教育委員会
各種検定費用助成	小・中学校へ通う児童・生徒に対し、各種検定試験の受験料の一部を助成します。	教育委員会
各種シートの無料貸与	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出します。	総務課
乳幼児おむつ用指定ごみ袋の配布	2歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に、おむつ用として可燃ごみ用20ℓのごみ袋を乳幼児1人あたり200枚無料配布します。	保健福祉課
妊婦のための支援給付	すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、出産・子育てに係る負担軽減を図る経済的支援を実施します。	保健福祉課

3 こどもの生きる力を育む



学校における教育環境の充実に努めるとともに、いじめ、不登校など児童生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興を図るなど、心も体も健やかに育つ環境の整備に努めます。

また、心身の成長とこどもの学びを支援するため、多様な体験の機会を提供します。

(1) 次代の親の育成

取組	取組内容	担当課 実施主体
こどもを産み育てることの意義に関する教育など	学校との連携を図り、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、こどもを産み育てることの意義を広報紙等により、若い世代の住民への広報・啓発を進めます。 また、多世代交流の場の展開から、次世代の親となる世代が子育てイメージを持ちやすい環境づくりに努めます。	保健福祉課
男女共同参画の周知・啓発	子育てにおける男女格差軽減のため、男女共同参画社会を推進し、国や道から提供される啓発物の掲示や配布を行うとともに、広報紙等を通じて周知・啓発を図ります。	総務課
子育てを支える制度等の周知	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の周知を図ります。	産業課
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	商工会との連携を通じて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた情報提供を推進するとともに相談支援体制の充実に努めます。	産業課

(2) 思春期保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
性に関する正しい知識の普及	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解するための教育を実施し、性に対する健全な態度を育成します。	教育委員会 保健福祉課
喫煙に関する教育	学校保健との連携を図り、喫煙が健康に与える影響についての知識の普及及び適切な行動がとれるよう支援します。	教育委員会
薬物、ネット依存等に関する教育	ポスター等の学校への掲示を通じて、薬物やネット依存等の心身への悪影響に関する知識の普及を行います。	教育委員会

取組	取組内容	担当課 実施主体
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣して児童生徒の心のケアを行うとともに、保護者や家庭のケアが必要な場合は、必要に応じて関係機関につなぎます。 悩みを持つ児童生徒が気軽に相談できるよう、公的な相談先の周知を図ります。	教育委員会

(3) 生きる力を育む学校の教育環境の整備

取組	取組内容	担当課 実施主体
小学校適正配置の推進	児童数の減少に対応した学習環境の適正化を図るため、令和8年4月を目途として都小学校を赤井川小学校に統合します。	教育委員会
小中連携教育の推進	将来の小中一貫教育を見据え、「自主性と主体性の涵養」を連携教育の目標として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に向けた取組を推進します。	教育委員会
講師などを招いての学校教育の活性化	産業、文化、伝統等に関して、教科書とは異なった視点から地域を学ぶ機会を設けます。 そのため各分野の講師を村内外から招いて学び、体験できるような組織づくりを推進します。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	青少年の学習機会の拡充を図り自然とのふれあいを求める事業を実施します。	教育委員会
コミュニティスクールの推進	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を推進し、地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域とともにある学校づくりを推進します。	教育委員会
国際交流の推進	オーストラリアのメルボルンにあるストラスマア校との国際交流を核とし、ALTを活用した英語教育等を通じた国際交流を推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	スポーツを通じて、健康増進と体力向上が図られるようスポーツ推進委員や各種指導者と協力し運動習慣の定着に努めます。	教育委員会
こどもの健全育成に向けた関係機関との連携	こどもの不登校、ひきこもり、登校渋り等が発生した場合、その状況に応じて適切な対応を図るため、外部機関とネットワーク構築を図ります。	教育委員会 保健福祉課
いじめ防止対策の推進	すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めます。 また、学校・地域・行政の連携を通じて迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが発生しない地域づくりを推進します。	教育委員会

取組	取組内容	担当課 実施主体
情報機器の適切な利用の周知・啓発	スマートフォンやタブレット、ゲーム機などの情報機器に関して、適切な利用方法を周知・啓発します。 また、SNSやインターネットにおける児童・生徒のいじめや犯罪等のトラブルが発生しないよう、SNSの活用マナーやICTのリテラシー教育を推進します。	教育委員会

(4) 家庭や地域の教育力の向上

取組	取組内容	担当課 実施主体
保護者の学びの支援	子育て講座など保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進します。	教育委員会 保健福祉課
相談体制の充実	子育てに関して悩む保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。	教育委員会 保健福祉課

(5) 食育の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
食育の普及啓発	幼児期から正しい食生活習慣を身に付け、食を通じた豊かな人間性の形成や家庭づくりによる心身の健全育成を図るため、新生児訪問や乳幼児健康診断など様々な機会を通じて栄養や食生活に関する教育や相談支援を実施します。	保健福祉課
学校における食育の推進	食生活改善委員や村外団体等の協力により学校において食育教室を開催します。 また、田植えなどの体験学習などの機会を提供し、地域産業や食料についての理解を深めるとともに、地場産品を活用した特色ある学校給食の提供に努めます。	教育委員会

(6) 遊び場づくりの推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
自然環境を活かした遊び場づくり	児童の健全育成と体験の場を充実させるため、赤井川村の豊かな自然を活かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討します。	建設課 保健福祉課 教育委員会

4 多様なこどもを応援する



障がいのあるこどもが一人ひとりの可能性を伸ばし自立や社会参加ができるよう、障がいの程度や発達段階に応じた療育・教育等の内容の充実を図るとともに、ひとり親家庭や生活困難な家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図ります。

(1) 障がい児支援等の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
早期療育の充実	<p>発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査の一層の充実を図ります。</p> <p>また、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、北後志5か町村で設置している北後志母子通園センター（発達支援センター）での早期療育につながります。</p>	保健福祉課
保育所での受け入れ対応の推進	<p>研修機会の充実等により保育従事者の資質向上を図り、障がいをもつ児童を含めた多様なこどもを保育所で受け入れるための体制づくりに努めます。</p>	保健福祉課
特別支援教育の推進	<p>障がいをもつ児童生徒が特別支援教育を受けられるように、障がいの判断や助言、保護者等への相談支援、学校への支援等、学校や関係機関と連携協力を進めます。</p> <p>また、保護者や関係者をはじめ、地域住民に対し特別支援教育についての理解を深めるための啓発活動を行います。</p>	保健福祉課 教育委員会
児童発達支援	<p>近隣事業所と連携し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> <p>また、児童の発育・発達状況や支援方法等に関する情報共有を図り、切れ目のない支援を実現できる体制づくりを推進します。</p>	保健福祉課
放課後等デイサービス	<p>近隣事業所と連携し、放課後や土日祝日等の学校休業日に生活能力向上のための訓練や放課後等の居場所づくりを行います。</p> <p>利用ニーズの増加により放課後等デイサービスでの受け入れが難しくなっていることから、こども第三の居場所づくりにおいて連携できる取り組みについて検討します。</p>	保健福祉課
保育所等訪問支援	<p>近隣事業所と連携し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。</p> <p>また、村外関係機関とこども家庭センターとの連携により、個々の児童の支援方法等に関する情報を集約し、当事業を効果的に活用します。</p>	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
障がい児相談支援	近隣事業所と連携し、障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。	保健福祉課
相談体制の充実や情報提供	こども家庭センターの設置を通じて、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図ります。 また、ひとり親家庭の自立支援に係る施策・事業に関する情報提供と効果的な利用を促します。	保健福祉課

(3) ヤングケアラーへの支援

取組	取組内容	担当課 実施主体
ヤングケアラーに関する周知・啓発	ヤングケアラーに関して、村民だけでなく児童・生徒への周知を図ります。	保健福祉課
福祉サービスとの連携	ヤングケアラーに相当する児童・生徒を把握した場合には相談支援を実施するとともに、必要に応じて福祉サービスや関係機関につながります。	保健福祉課

第6章 子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付	
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
	妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】	
	妊婦の認定時及びこどもの人数届け出時に給付金を支給	
	乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度		
その他の子ども及びこどもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業（延長保育事業）	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）	
⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）		
⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：令和7年4月1日施行】		
⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業 【新規：令和8年10月1日施行】		
1歳未満のこどもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援		

(1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定こども、新3号認定こども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(3) 「量の見込み」の算出項目

	分類	量の見込み算出項目
教育・保育事業	アンケート調査結果や過去の事業実績等から「量の見込み」を算出する項目	<3歳以上> ・1号認定（幼稚園及び認定こども園） ・2号認定（保育所及び認定こども園）
		<3歳未満> ・3号認定[0歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育） ・3号認定[1歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育） ・3号認定[2歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育）
地域子ども・子育て支援事業	アンケート調査結果等や過去の事業実績等から「量の見込み」を算出する項目	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
		子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
		一時預かり事業 ・一時預かり（幼稚園型） ・上記以外の一時的預かり（幼稚園型以外）
		時間外保育事業（延長保育事業）
		病児保育事業
		放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）
	事業実績等から「量の見込み」を算出	利用者支援事業
		妊婦健康診査事業
		乳幼児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）
		養育支援訪問事業
		子育て世帯訪問支援事業
		児童育成支援拠点事業
		親子関係形成支援事業
		妊婦等包括相談支援事業
		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		産後ケア事業
	「量の見込み」の算出の必要なし	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

赤井川村においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な17事業）提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	Ⅰ区域 （本村全域）	提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、赤井川村内をⅠ区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業種別	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業） ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業 （放課後子ども教室） ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ⑰産後ケア事業	Ⅰ区域 （本村全域）	提供体制、人口規模、利用状況等を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、赤井川村内全域とします。

3 児童人口の推計値

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	2	4	4	3	3	3
1歳	3	2	4	4	3	3
2歳	4	3	2	4	4	3
3歳	5	4	3	2	4	4
4歳	6	5	4	3	2	4
5歳	8	6	5	4	3	2
合計	28	24	22	20	19	19

※住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
6歳	2	8	6	5	4	3
7歳	13	2	8	6	5	4
8歳	9	13	2	8	6	5
9歳	5	10	13	2	8	6
10歳	11	5	11	13	2	8
11歳	5	11	5	10	13	2
合計	45	49	45	44	38	28

※住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定（3歳以上）

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	17	14	10	10	12
確保方策		20	15	15	15	15

■ 1号認定及び2号認定の確保方策の考え方

量の見込みは赤井川へき地保育所の利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

幼稚園の利用を希望する世帯には近隣自治体との受け入れ調整を行います。

(2) 3号認定（3歳未満）

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	8	8	9	8	7
2歳		4	2	4	4	3
1歳		2	4	4	3	3
0歳		2	2	1	1	1
確保方策		10	10	10	10	10
2歳		4	4	4	4	4
1歳		4	4	4	4	4
0歳		2	2	2	2	2

■ 3号認定の確保方策の考え方

赤井川へき地保育所で満2歳からの受け入れを行っており、利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

0～1歳の定期的な受け入れは赤井川へき地保育所では行っていませんが、赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業で必要に応じて対応するほか、近隣自治体との受け入れ調整を行います。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	2	2	2	2	2
基本型・特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1
確保方策		2	2	2	2	2
基本型・特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

こども家庭センター型（従来の母子保健型）及び妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業の実施を確保方策とします。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月1回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

■地域子育て支援拠点事業の延利用回数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	月あたり延回数	26	29	32	29	26
確保方策		50	50	50	50	50

■確保方策の考え方

「ひよこの会」での受け入れを確保方策とし、これまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。今後も乳幼児と保護者の交流を図るとともに、子育て相談等への対応を行います。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本村では北海道内の医療機関に委託して実施しています。道外での健診受診は、別途申請により公費負担しています。

■妊婦健康診査の受診券発行者数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数	4	4	3	3	3
確保方策		10	10	10	10	10

■妊婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延回数	56	56	42	42	42
確保方策		140	140	140	140	140

■確保方策の考え方

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
 今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

本村では新生児訪問事業として実施しています。

■新生児訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数	4	4	3	3	3
確保方策		10	10	10	10	10

■確保方策の考え方

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
 今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、支援が必要な家庭には保健師が訪問対応を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問件数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延件数	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

これまで養育支援訪問の実績はなく、計画期間内においても養育支援訪問はないと見込んでいます。

今後、新生児訪問事業等により養育支援が必要となる世帯がある場合には、保健師が訪問対応を行います。

要保護児童等への対応は、必要に応じて要保護児童対策地域協議会の各会議等を開催し、関係機関との情報の共有を行うとともに、適切な対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。本村では村外の児童養護施設への委託により子育て短期支援事業を実施しています。

■子育て短期支援事業の延利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延人数	18	17	15	14	14
確保方策		20	20	20	20	20

■確保方策の考え方

村外の児童養護施設での受け入れを確保方策とします。

児童養護施設における受け入れ可能枠を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では子育て短期支援事業を実施していません。

■子育て援助活動支援事業の延利用人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人数	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て援助活動支援事業の利用はないと見込んでいますが、小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、放課後子ども教室等での受け入れを行うこととします。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時預かりは実施していませんが、赤井川村社会福祉協議会において子育てサポート事業を実施しています。

■一時預かり（幼稚園型）の延利用人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人数	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）の延利用人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人数	14	13	12	11	11
確保方策		20	20	20	20	20

■確保方策の考え方

赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業による受け入れを確保方策とします。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。本村では時間外保育事業を実施していません。

■時間外保育事業の実利用者数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	8	7	7	6	6
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

現在は勤務可能な保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。量の見込み推計では時間外保育を希望する保護者が出ているため、計画期間内において時間外保育事業の実施可否の検討を進めていくこととします。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では病児保育事業を実施していません。

■病児保育事業の延利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延人数	40	37	33	32	32
確保方策		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本村では放課後子ども教室として実施しています。

■放課後児童健全育成事業の利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	26	24	24	21	18
1年生		7	5	5	4	3
2年生		1	7	5	5	4
3年生		9	1	6	4	4
4年生		4	6	1	4	2
5年生		1	4	5	1	4
6年生		4	1	2	3	1
確保方策		30	30	30	30	30

■確保方策の考え方

放課後子ども教室での受け入れを確保方策とします。

放課後子ども教室におけるこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

■確保方策の考え方

本村では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする世帯を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

■児童育成支援拠点事業の利用人数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	20	20	20	20	20
確保方策		20	20	20	20	20

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

新しく実施される事業のため、量の見込みは現在算定中です。

■確保方策の考え方

本村では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに役場窓口等における相談対応や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする世帯を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

■妊婦等包括相談支援事業の利用回数

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延回数	8	8	6	6	6
確保方策		15	15	15	15	15

■確保方策の考え方

令和5年度から開始した伴走型相談支援を確保方策とします。

これまでの実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園、幼稚園などに時間単位で0歳から2歳のこどもを預けられるようにする制度です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実人数 (必要定員)	3	3	3	3	3
0歳		1	1	1	1	1
1歳		1	1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	1
確保方策		0	3	3	3	3
0歳		0	1	1	1	1
1歳		0	1	1	1	1
2歳		0	1	1	1	1

■確保方策の考え方

令和7年度に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度から村独自に試行的事業を行いながら実現に向けた検討を行います。

(17) 産後ケア事業【新規】

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行います。

■産後ケア事業の利用人数

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人数	8	8	6	6	6
確保方策		10	10	10	10	10

■確保方策の考え方

村外の医療機関への委託による受け入れを確保方策とします。
これまでの実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。本村の就学前児童数は減少傾向にあることから、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な認可保育所又は認定こども園への移行については、現在のところ実施予定はありません。

但し、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とするこどもに対しては、赤井川村障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべてのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、こどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応が行います。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

こどもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域がこどもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、赤井川村保健福祉推進会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、赤井川村保健福祉推進会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

第3期赤井川村子ども・子育て支援事業計画

発行：赤井川村 保健福祉課

令和7年3月

〒046-0501 北海道余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1

TEL 0135-35-2050 FAX 0135-35-2051